

平成27年 7月 2日

## お 知 ら せ

件 名	平成27年度 第2回国営事業評価技術検討会の開催
-----	--------------------------

## お知らせ内容

北海道開発局では、国営土地改良事業等の効率性及び透明性の向上を図るため、事業評価を実施しており、この度、平成27年度第2回国営事業評価技術検討会を下記のとおり開催します。

なお、本技術検討会開催後、議事概要等をホームページで公表します。

## 記

- |       |                                       |        |
|-------|---------------------------------------|--------|
| 1 日 時 | 平成27年7月9日(木)                          | 14:00~ |
| 2 場 所 | 札幌第1合同庁舎10階 共用第1会議室<br>(札幌市北区北8条西2丁目) |        |
| 3 内 容 | 平成27年度事業評価結果の諮問、審議                    |        |

会場の席に限りがあるため、傍聴を希望される方は、前日までに以下のとおり連絡願います。撮影については、会議の冒頭までとさせていただきます。

【宛 先】	北海道開発局農業水産部農業計画課 技術検討会事務局 FAX番号 011-709-2145 メールアドレス hyouka@hkd.mlit.go.jp
【記載事項】	御氏名(ふりがな)、連絡先住所、電話番号 差し支えなければ 勤務先、所属団体

※御提供いただいた個人情報は、確認用のみに使用し他の目的には使用いたしません。

問 合 せ 先	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	北海道開発局 農業計画課	事業計画推進官	松野 康夫	011-709-2311 内線 5513
	北海道開発局 農業計画課	負担対策専門官	佐々木 信也	011-709-2311 内線 2068

## 平成27年度国営事業評価技術検討会委員名簿

おかむら としくに  
岡村 俊邦

北海道科学大学空間創造学部教授

こんの ひろの  
紺野 裕乃

北海道開発技術センター調査研究部上席研究員

ながさわ てつあき  
◎長澤 徹明

北海道大学名誉教授

なかはら じゅんいち  
中原 准一

札幌大谷大学社会学部教授

はたの りゆうすけ  
波多野 隆介

北海道大学大学院農学研究院教授

もり くみこ  
森 久美子

作家・エッセイスト

(五十音順 敬称略、◎は委員長)

## 平成27年度事後評価地区一覧(北海道開発局)

### (国営かんがい排水事業)

地区名	関係市町村	事業期間	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
うりゅうがわちゅうおう 雨竜川中央	深川市、妹背牛町、 秩父別町、雨竜町、 北竜町、沼田町	S48～H20	10,515	84,167	貯水池 3箇所、頭首工 3箇所、 揚水機場 2箇所、用水路 94.6km、 排水路 3.5km
ちゅうべつ 忠別	旭川市、東神楽町、 東川町	S59～H20	7,518	33,426	頭首工 1箇所、用水路 140.0km、 排水路 15.0km
まくべつ 幕別	幕別町	S58～H20	960	23,177	貯水池 1箇所、用水路 15.2km、排水路 5.7km

### (直轄明渠排水事業)

さらべつ 更別	更別村	H16～H20	2,509	5,900	排水路 15.0km
------------	-----	---------	-------	-------	------------

### (国営農地再編整備事業)

なかじゅりん 中樹林	南幌町	H12～H20	771	14,354	区画整理 746ha、農地造成 5ha、 揚水機場 3箇所、用水路 1.2km、 排水路 1.3km、道路 54.9km
---------------	-----	---------	-----	--------	--

### (国営総合農地防災事業)

みなみしべちや 南標茶	標茶町	H14～H20	916	6,888	排水路 16.2km、暗渠排水 703ha、整地 409ha
----------------	-----	---------	-----	-------	--------------------------------

## 傍聴に当たっての留意事項

国営事業評価技術検討会

- 1 会議を傍聴する方は、あらかじめ事務局の用意する所定の書式に氏名等を記入願います。（会議で配付した資料に訂正等が生じた場合に、資料を訂正等の後、郵送いたします。記入いただいた氏名等は他の目的に使用しません。）
- 2 会議を傍聴する方は次の事項を遵守<sup>じゅんしゆ</sup>してください。これらの事項に反する行為をした場合は、退場等の措置を取ることがあります。  
なお、会場の都合により会議の傍聴者数を制限する場合があります。
  - 1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法などにより、委員の発言等に対して公然と賛否を表明すること御遠慮願います。
  - 2) カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等による撮影、録音行為は御遠慮願います。（報道機関関係者の方は除きますが、会議の適切な運営の支障となるような場合には、禁止又は制限することがあります。）
  - 3) 食事又は喫煙は御遠慮願います。
  - 4) その他、会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となるような行為は御遠慮願います。